

一般競争入札による普通財産（土地）売払いの流れ

入札参加 申 込	<p>令和 5 年 10 月 30 日（月）～ 令和 5 年 11 月 16 日（木）</p> <p>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）</p> <p>三芳町役場 施設マネジメント課管財契約担当（三芳町庁舎 4 階）まで直接ご持参ください。</p> <p>※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みはできません。</p>
-------------	---



入札保証金 の納付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17 日（木）午後 1 時まで ▪ 入札に参加するには入札保証金の納付が必要です。 ▪ 入札保証金の額は、申込者の入札金額の 100 分の 5 に相当する金額以上を納めていただきます。
--------------	--



入札受付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17 日（金）午後 2 時 30 分から午後 3 時まで ▪ 受付会場は三芳町役場 2 階 202 会議室です。 ▪ 入札保証金を納付した後に発行される預り書をご提示ください。 ▪ ※入札時間に遅れて来られた方は、入札に参加することができません。
------	--



入札・開札 落札者決定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17（金）午後 3 時から ▪ 入札・開札会場は三芳町役場 2 階 202 会議室で行います。 ▪ 入札締め切り後、直ちに開札し、落札者を決定します。 ▪ 落札価格が同額で複数の場合は、くじで落札者を決定します。
----------------	---



契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 落札決定の日から 30 日以内に売買契約を締結していただきます。 ▪ 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。 ▪ 契約保証金は 100 分の 10 に相当する金額以上を納めていただきます。 ▪ 契約保証金は、入札保証金から充当することができます。 ▪ 契約者がこの契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は三芳町に帰属します。
-------	--



売払代金 の納付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 契約締結日から 30 日以内に売払代金を納付していただきます。 ▪ 契約保証金は売払代金の一部に充当します。 ▪ 売払代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は三芳町に帰属します。
-------------	--



所有権の 移転登記	<ul style="list-style-type: none">▪ 所有権移転登記の手続きは、売払代金の納入を確認した後、必要書類をもって権利移転手続き（不動産登記の嘱託）を行います。▪ 登記に必要な登録免許税等ほか、所有権移転などに伴う費用は、落札者の負担となります。
--------------	--